

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）  
分担研究報告書

統計からみる民泊の動向と地域ごとの特性

研究代表者 阪東美智子 国立保健医療科学院上席主任研究官  
研究協力者 大崎元 一級建築士事務所建築工房匠屋

研究要旨

民泊の動向と地域ごとの特性を把握するため、公開されている統計資料を、都道府県と政令指定都市、さらに区市町村ごとに集計し、地域的、時系列的な概要を分析した。

検討した事項は、

- 1) 新法民泊の時系列推移
- 2) 住宅民泊の区市町村レベルでの実態
- 3) 住宅民泊と専用住宅との数的比較
- 4) 旅館業法改正前後の旅館業の推移
- 5) 宿泊業の地域ごとの全体像
- 6) 大規模民泊集積都市での住宅民泊の動向
- 7) 都市部での旅館業施設数

地域ごとに様々な様相を示す民泊立地と推移状況の特性を概観するとともに、新型コロナウイルス禍を通じて、行政区分の「区」での減少と「町・村」での漸増という総体的な傾向が見出された。

住宅民泊（新法民泊と特区民泊）に法改正による旅館業を含めて、住宅宿泊事業における衛生管理手法を確立していくためには、統計分析からその一端が見えてきた地域ごとの特性を見極めつつ、地域特性から導き出される衛生環境課題を想定し措定していくことが今後の課題となる。

A. 研究目的

民泊の衛生環境を検討する基礎として、国内での民泊の動向と地理的立地分布に関するデータを整理する。

2018年6月15日施行された住宅宿泊事業法と旅館業法改正に連動するように、民泊（新法民泊、特区民泊、改正旅館業の各対象施設）は大きく増加する方向で推移してきた。許可施設件数の右肩上がり傾向は、新型コロナウイルス感

染症の流行下で国内と海外インバウンド需要が大きく落ち込む中でも、鈍化することもあっても基本的に変わっていない。しかし、地域的に分けて見れば、そうした傾向は様々な様相を見せる。

民泊の衛生環境の保全是、まずは地域ごとの保健所や自治体行政機関が把握することになるため、地域的な特徴の把握は民泊衛生環境を知る上で、地域的な視点が重要になる。

そこで、民泊の分布と増減傾向の違いを地域的な視点から見直し、主として、2020年初頭から21年3月末にかけての新型コロナウイルス禍での民泊の動向と地理的特徴の概略を探る。

なお、国内での新型コロナウイルスによるパンデミックは2021年3月末時点でさらに拡大し始めており、今後の民泊動向も大きく変動する可能性がある。そのため、本論はあくまでも2020年度内での検討結果と考える。

## B. 研究方法

国土交通省、厚生労働省および、全国の保健所設置自治体と自治体観光部署から公開されている民泊（新法民泊、特区民泊、改正旅館業）の許可施設件数を入手し、集計する。

なお、入手できる公開資料は、その公表項目の相違や公開時点の遅速、旅館業に関しては非公開も多いなど、その集計に限界が多い。

そのため、新法民泊と特区民泊に関しては両者を合計し、都道府県別とともに独自に市区町村別の集計をおこなって分析する。改正旅館業法後の旅館業民泊に関しては、いくつかの集積する都市についてのケース分析とする。

また、およその動向を見るために、新法民泊と特区民泊に関して、全国的には2020年度の中期と年度末期の比較、民泊の集中する大都市部に関してはこれまでデータ入手してきた2018年度末から2020年度末までの半期ごとの推移を検討する。改正旅館業では記載されている許可年月日を用いて期間ごとの増加傾向をみる。

あわせて、国土交通省、厚生労働省からの継時データを全国的な動向資料として参照する。全体構成としては、

(1) 新法民泊の時系列推移について、都道府県及び保健所設置市による区分で概観する。

(集計資料1) 厚生労働省、国土交通省：民

泊制度ポータルサイト「住宅宿泊事業法の施行状況」『住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧』平成30.6.15～令和3.3.9

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/host/construction\\_situation.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/host/construction_situation.html)

(2) 新法民泊+特区民泊を区市町村区分で集計し、その実態と動向を概観する。ここでは、その状況についてのマッピング結果も合わせて最後尾に提示しておく。

(集計資料2) 各保健所設置自治体ごとの『住宅宿泊事業法に基づく届出住宅一覧』『特区民泊施設一覧』から集計した。ただし、各自治体ごとに公表時期がまちまちなため、時系列の検討は一覧入手時期を基準にしている。

(3) 新法民泊+特区民泊の実態を地域の住宅状況の中に位置づけるため、都道府県及び政令指定都市において、住宅・土地統計調査の「専用住宅」数と比較する。

(集計資料3) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査 住宅の種類(2区分)別住宅数」  
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>

(4) 旅館業法改正前後の旅館業の推移を、都道府県及び政令指定都市区分で概観する。

(集計資料4) 厚生労働省「衛生行政報告例『ホテルー旅館営業の施設数及び簡易宿所営業の施設数』平成8年～令和元年度  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html>

(集計資料5) 東京都福祉保健局「衛生統計年報編 環境衛生『東京23区環境及び食品衛生監視対象施設数』平成8年度～令和元年度  
[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/chosa\\_tokei/index.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/chosa_tokei/index.html)

(5) 地域ごとの宿泊業の全体像を知るため、新法民泊+特区民泊と旅館業の施設数を都道府県及び政令指定都市区分で比較する。住宅民

泊と旅館業では施設ごとの規模が違うが、ここではあくまでも施設数の比較とする。

(6) 大規模民泊集積都市での新法民泊+特区民泊の動向を、継続的に収集してきた『一覧(集計資料2)』の集計結果から把握する。

(7) 入手可能な自治体だけではあるが、都市部での旅館業施設数の推移について概観する。(集計資料6) 各自治体『旅館業施設一覧』

(倫理面への配慮)

本検討はすべて、国土交通省及び各自治体のホームページに公開されたものをダウンロードし、集計分析している。

## C. 研究結果

### 1. 新法民泊の時系列推移

#### (1) 都道府県別の新法民泊の動向

新型コロナウイルス禍で宿泊者数は大きく減少し、新法民泊数も漸減している。総届出件数は2020年4月の21385件をピークに2021年3月19520件と、ピーク時比で91.3%まで落ちている。

ただし、県別で見ると、目立って減少しているのは東京都、北海道、大阪府、福岡県で、その他は京都府を含めてほとんど変化がない。

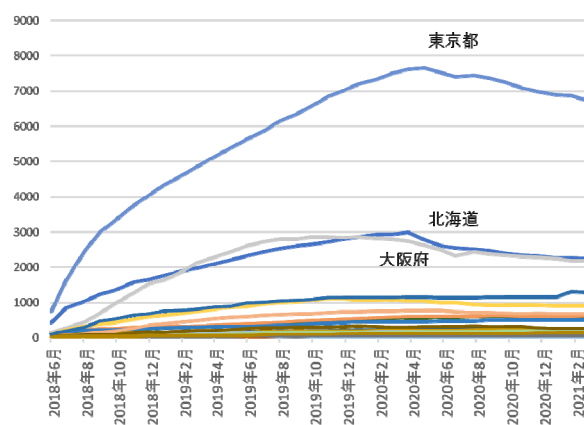


図1 都道府県の新法民泊数の推移

#### (2) 保健所設置都市別の新法民泊の動向

保健所設置都市ごとにみると、特定の都市部に集中する傾向は変わらないが、2020年以降、(別集計の東京特別区と都市別集計されない福岡市を除いて) 大阪市、札幌市での減少が顕著で、京都市もやや減少するが、それ以外の都市では微増か微減のままで変動が少ない。

事業廃止済み件数を見ても、大きく減少しているのは、大阪市、札幌市で、いくぶんか減少しているのが京都市、広島市と、特定の都市に集中している。

東京23区でも、これまで集積が大きかった新宿区、豊島区、渋谷区、墨田区、台東区で届出受理件数が減少し、事業廃止済件数も、新宿区が突出し、他の4区が続く。特徴的なのは港区で届出件数に比べて廃止件数の割合が他区より高い。総じて、23区はほぼすべて減少あるいは横ばい傾向にある。

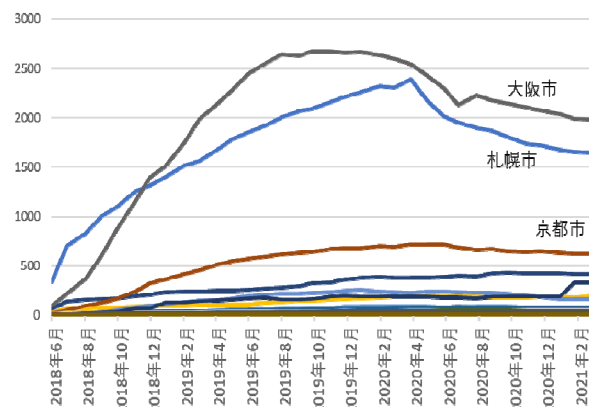


図2 保健所設置市(東京23区除く)の新法民泊の推移

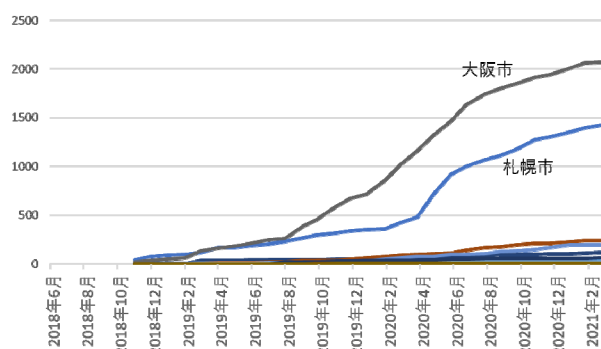


図3 保健所設置自治体（東京23区除く）の新法民泊廃止済件数の推移

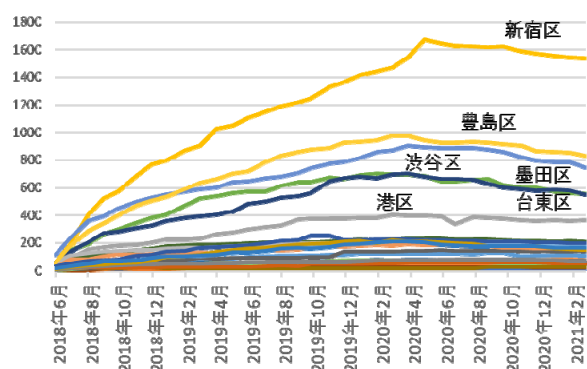


図4 東京23区の新法民泊の推移

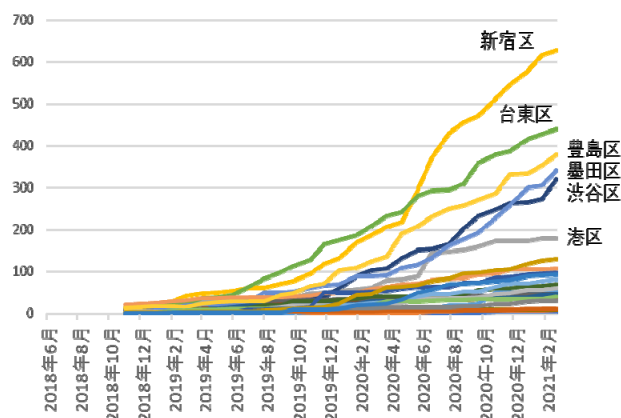


図5 東京23区の新法民泊廃止済件数の推移

新法施行後に一気に増えた大都市部の民泊では、新型コロナウイルス禍での経営変動の影響も大きく、民泊事業の不安定さが露呈している。

## 2. 住宅民泊の区市町村レベルでの実態

### (1) 検討の前提

特区民泊は大阪市と東京・大田区に集中し、特に大阪市が大部分を占める。ここでは、地域間、都市間比較から民泊のその地への圧がどの程度かを見るため、新法民泊と特区民泊を合計した数値を住宅民泊として用いる。また、ここでの数値は許可件数だけを用い、建物数や居室数などは反映しない。

なお、住宅宿泊による民泊は圧倒的に大都市に集中集積し、都道府県別でも、大都市を抱える都道府県が突出する。そうした状況については前期報告とほとんど同じで変わらないため、全体の分布状況は前期報告を参照する。

方法としては、集計資料2から拾い出せる新法+特区民泊の住所記載から、その立地の都市化度を「区・市・町・村」別で代表させ、その立地ごとの特性と動向をみる。

### (2) 住宅民泊の区市町村別分布

2021年3月収集一覧からは、東京都の特別区を含めて政令指定都市にある「区」に立地する民泊は全体の70%を超え、「市」が21%であり、都市域が9割以上を占めることがわかる。

表1 区市町村別の住宅民泊数

住宅民泊202103	区	市	町+村	総計
全国計	16,054	4,754	1,864	22,672
%	70.8%	21.0%	8.2%	100.0%

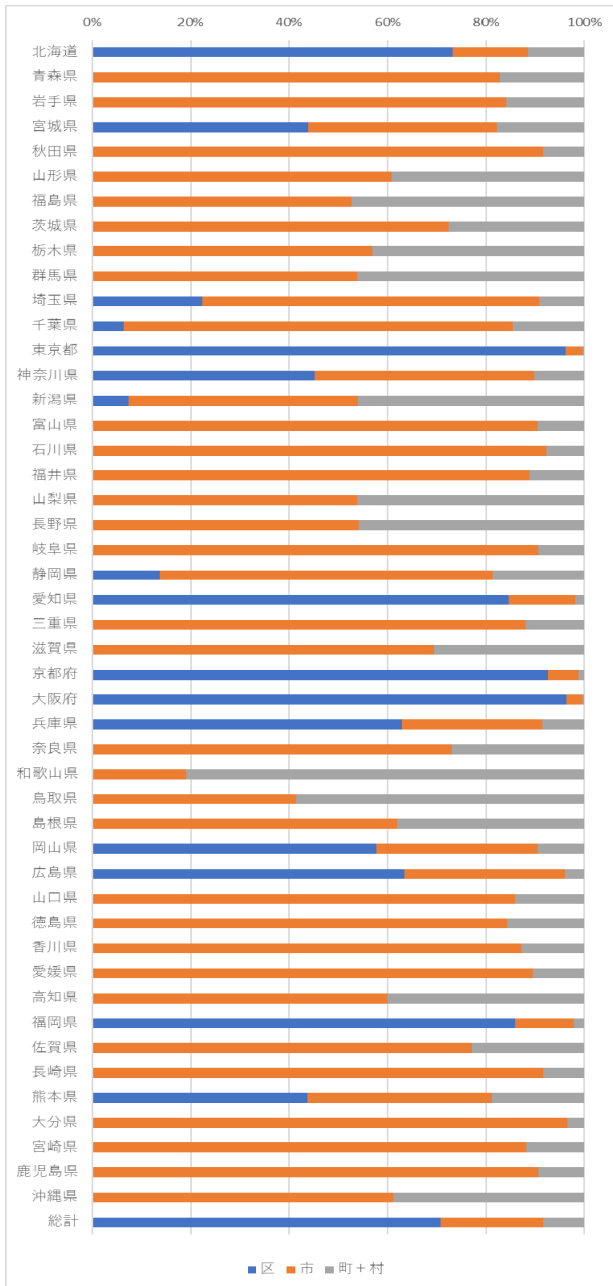


図6 住宅民泊立地の区市町村分布

しかし、都道府県ごとに区市町村別の割合を見ると、地域によって大きく異なることが見て取れる。

集中集積する大都市を抱える都道府県は「町+村」比率が低いが、和歌山県は「町+村」比率が80%を超える。特徴的なのは、札幌市を抱える北海道で「町+村」比率が11.4%と全体の中位であること、民泊総数が1000を超え

る沖縄県で「町+村」比率が38.7%になるなど、地域ごとの違いがかなり明確にみられる。

表2 住宅民泊の区市町村分布での都道府県順位

順位	住宅民泊202103	区	市	町+村	町+村比率	総計
1	和歌山県	0	38	161	80.9%	199
2	鳥取県	0	12	17	58.6%	29
3	福島県	0	39	35	47.3%	74
4	群馬県	0	42	36	46.2%	78
5	山梨県	0	102	87	46.0%	189
43	福岡県	787	108	19	2.1%	914
44	愛知県	426	68	9	1.8%	503
45	京都府	623	41	8	1.2%	672
46	大阪府	5,225	177	16	0.3%	5,418
47	東京都	6,588	239	17	0.2%	6,844
	総計	16,054	4,754	1,864	8.2%	22,672

さらに、区市町村ごとに住宅民泊をマッピングすると、特定の「町」や「村」に小さく集中するところが全国様々な地域で散見される。そのいくつかは地方有名観光地名であり、観光地での宿泊業の「もう一つのかたち」としてとらえられていることも想像される。(図23)

一方で、新型コロナウイルス禍でも遡増する「町」「村」では、その立地が自治体の保健所立地位置とは離れている場合も多い。(図24)

都市部の空き家活用などのように外からの事業参加が見られるのとは異なり、一般の住宅を用いて家主滞在型の民泊も多いと考えられることから、孤立しやすい状況にあるとも想定される。

### (3) 住宅民泊の区市町村ごとの動向

2021年3月収集分と2020年10月収集分を比較すると、新型コロナウイルス禍で新法+特区民泊が減少しているのは「区」のみで、「市」「町」「村」ではいずれも増えている。

表3 住宅民泊の区市町村分布での推移

住宅民泊		区	市	町	村	総計
実数	2020年10月	17237	4651	1361	411	23660
	2021年3月	16054	4754	1450	414	22672
差		-1183	103	89	3	-988
%	2020年10月	72.9%	19.7%	5.8%	1.7%	100.0%
%	2021年3月	70.8%	21.0%	6.4%	1.8%	100.0%

中心的な都市域では、住宅宿泊事業といっても営業的な宿泊業を想定して開設しているケースが多くを占めると考えられ、社会全体の宿泊業の増減に民泊の動向も大きく左右されると考えられる。

一方、地方町村域では、純粋な住宅活用の一つとして民泊があるともいえる。しかし、マッピングでみるように地方有名観光地での住宅民泊の集中も少しずつ増えており、その内実は多岐にわたるといえる。

### 3. 住宅民泊と専用住宅との数的比較

#### (1) 都道府県での住宅状況と住宅民泊の比較

民泊がその立地する地域にどのような存在感をもっているか、民泊が地域に与える圧ほどのようなものかを考える前提として、地域ごとの住宅数（専用住宅総数）に対する新法+特区民泊数の比率を地域ごとに比較する。

都道府県別にみれば、民泊の集中する大都市を抱えるところで割合は高いが、特に沖縄県では、住宅民泊が専用住宅数に占める割合が0.2%を超えて突出して高い。沖縄県では先に見たように住宅民泊から簡易宿所への移行も含めての簡易宿所が特に多く、住宅を利用あるいは転用しての宿泊業が目につく。

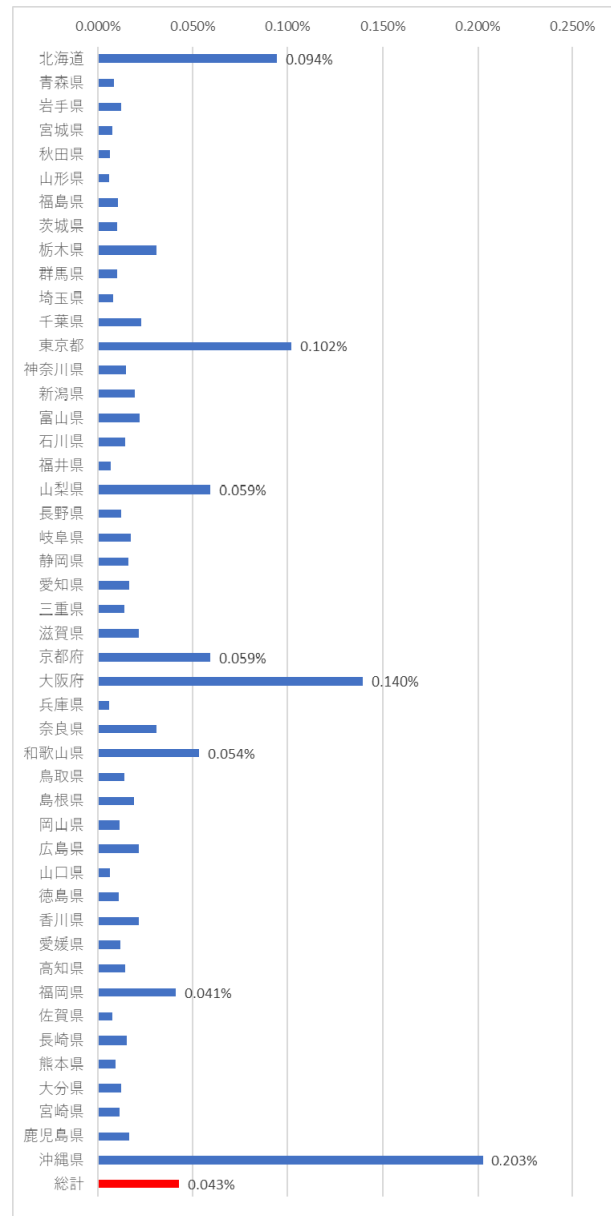


図7 都道府県での住宅・土地統計調査「専用住宅数」に占める住宅民泊数の比率

(2) 政令指定都市での住宅と住宅民泊の比較  
政令指定都市で見ると、住宅民泊が多い都市での割合が高く、特に大阪市は 0.38%と突出している。

その大阪市でも特に浪速区 0.94%、中央区 1.70%、西成区 1.50%だけが割合が高く、区ごとに大きく異なる傾向がみられる。

札幌市では中央区 0.68%、東京 23 区では新宿区 0.72%、京都市東山区で 0.42%、福岡市では博多区 0.21%、中央区 0.20%と、どの都市内でも民泊が集積し、住宅全体に占める割合が高い地域は特定の区に集まる傾向が強い。

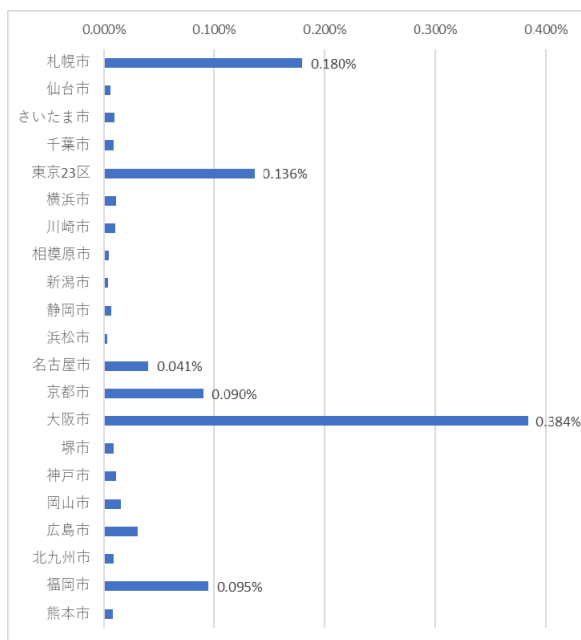


図8 政令指定都市での住宅・土地統計調査「専用住宅数」に占める住宅民泊数の比率

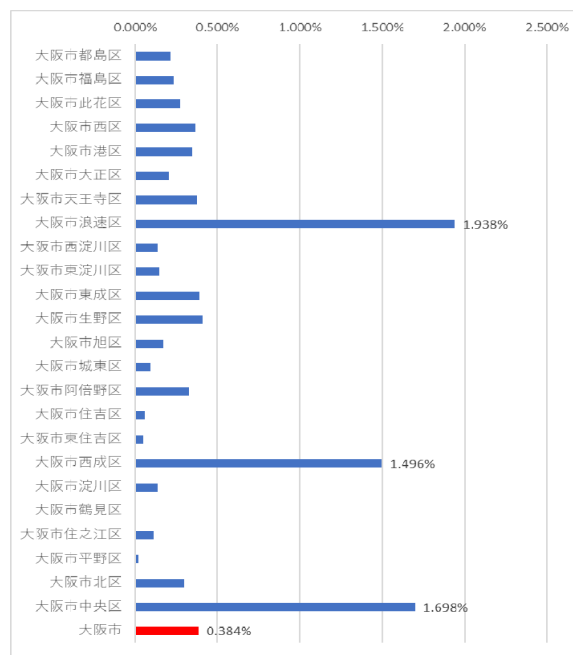


図9 大阪市での住宅・土地統計調査「専用住宅数」に占める住宅民泊数の比率

#### 4. 旅館業法改正前後の旅館業の推移

##### (1) 旅館業の現状

本研究では2018年6月15日旅館業法改正後の旅館・ホテルと簡易宿所も「民泊」に含めているが、全体像をとらえるデータは2020年3月末までしかなく、新型コロナウイルス禍の影響を見ることはできない。集計資料4・5をもとに、施設数ベースでの集計ではあるが、影響前までの状況を概観する。

県別にみると新法民泊集積地と重なる都道府県も多いが、長野県のように旅館業施設が突出するところもある。

特徴的なこととして、地域ごとに旅館・ホテルと簡易宿所の比重が大きく異なっている。

改正旅館業法が施行されても、それまでの旅館業では従来の衛生管理基準に則っていると考えられるが、新法民泊とは異なる立地分布を見せる旅館業法施設には独自の立地特性があるとして、衛生管理の状況認識と方法の独自性を見逃さないようにする必要がある。

## (2) 旅館業の動向

都道府県での動向をみると、旅館・ホテルでは、2016年度を底に、わずかだが増加傾向に入る。簡易宿所は、2005年度を底に増え始めて、2016年度あたりから増加傾向が大きくなっている。

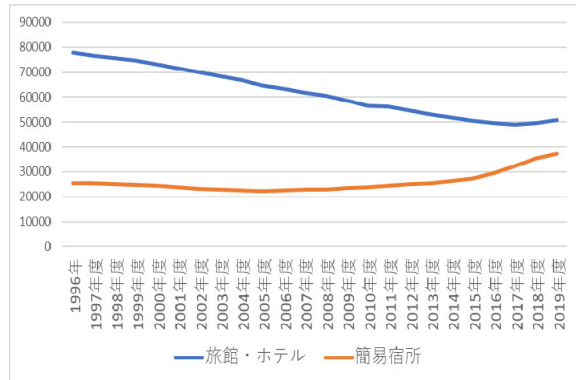


図10 全国での旅館業施設数の推移

ただし、強い増加傾向を示す地域は限定的で、旅館・ホテルでは、東京都、沖縄県、福岡県、大阪府が増加している他は漸減している。簡易宿所では、京都府と沖縄県が急増し北海道が続く他は微増にとどまる。

都市ごとにみると、旅館・ホテルは総じて増加しているが、政令指定都市の福岡市と大阪市、中核都市で那覇市の急増が目立つ。ただし、中核都市では改正法後に急増したところも多い。

簡易宿所で増加傾向が大きいのは、京都市、大阪市で、福岡市、加えて中核都市の金沢市、那覇市、早くから増加した長野市などが目立つ。

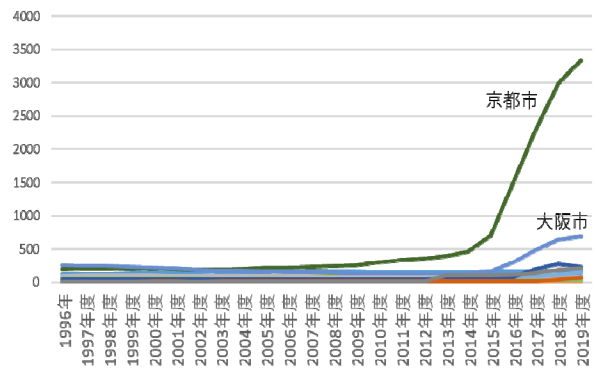


図11 政令指定都市での簡易宿所の推移

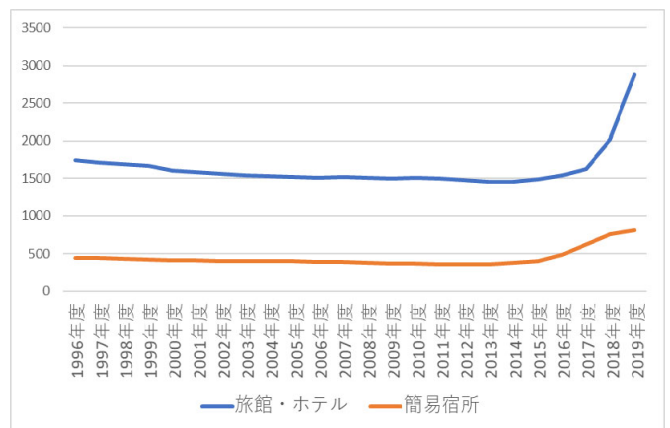


図12 東京23区での旅館業施設の推移

## (3) 旅館業の営業許可の動向

上記は年度ごとの実数だが、年度ごとの営業許可と営業廃止を、旅館・ホテルと簡易宿所(と下宿)を合わせた旅館業総数ではあるが見ることができる。

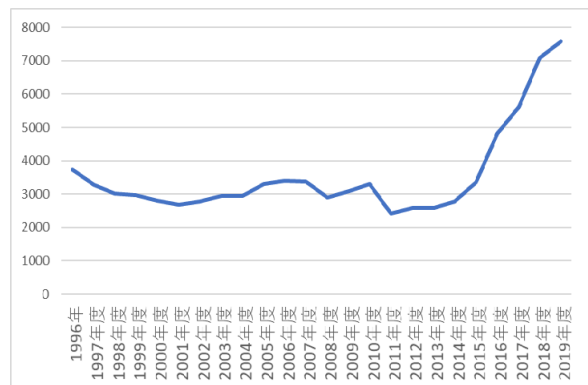


図13 旅館業施設の営業許可数の推移



営業許可数では、それまでわずかな上下を見せつつ、2011年度を底にして増加に転じ、2016年度から増加傾向が強くなる。営業許可数が大きく伸びているのはここでも、東京都、沖縄県、京都市であり、北海道、福岡県、大阪府が続く。政令指定都市では京都府が突出して多く、大阪市と福岡市が続く。中核都市では那覇市、金沢市、高松市の伸びが大きい。

## 5. 宿泊業の地域ごとの全体像

### (1) 旅館業と住宅民泊の地域ごとの比重

新法+特区民泊数に旅館業施設数を加えて集計する。あくまでも施設数での比較だが、宿泊業全体の中で、旅館+ホテル、簡易宿所、住宅民泊の地域ごとの比重の特徴をみると、地域による違いが明確に出る。

東京都、大阪府では50%を超えて住宅民泊の比率が高くなり、福岡県、北海道が続くが、同じように住宅民泊の多い京都府や沖縄県では、簡易宿所に比重が高くなっている。

それは政令指定都市ごとに見ても顕著で、札幌市、東京23区、大阪市では住宅民泊比率が高く、京都市では簡易宿所の比重が高い。

京都市や沖縄県では、住宅民泊から旅館業としての簡易宿所に誘導する方針があると聞く。

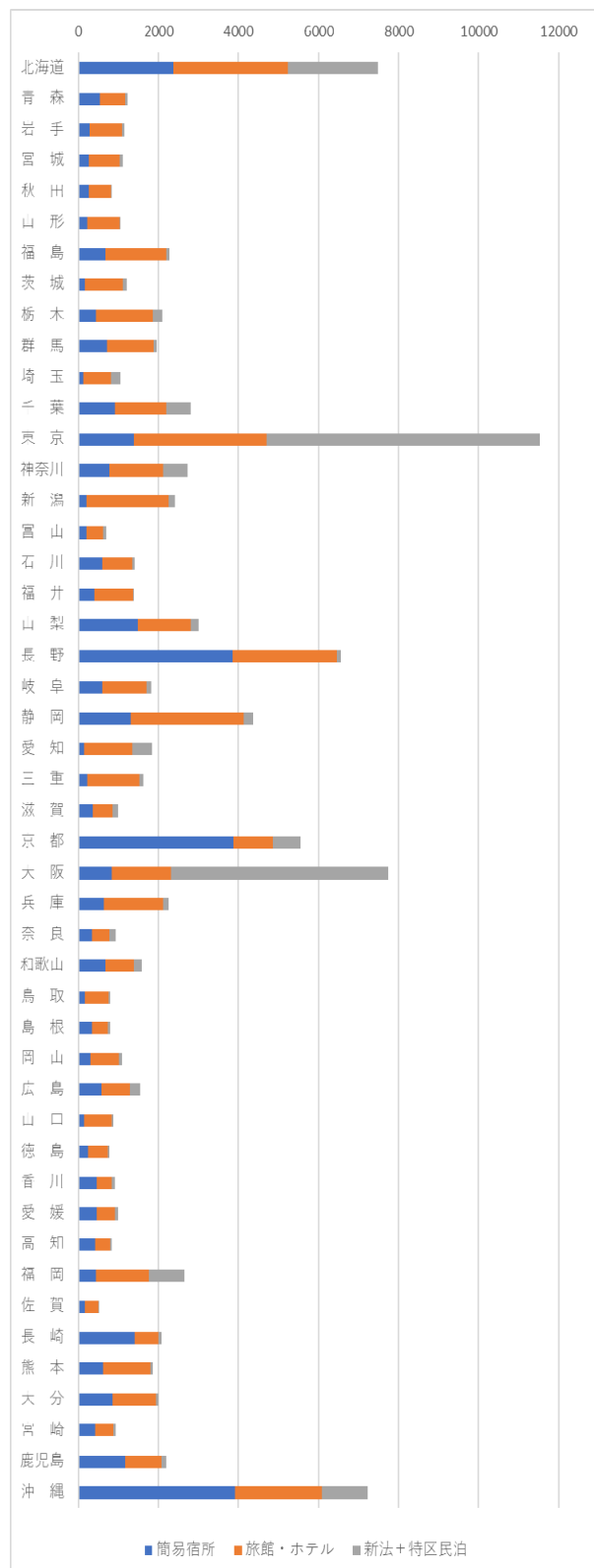


図14 都道府県での宿泊業施設区分の分布

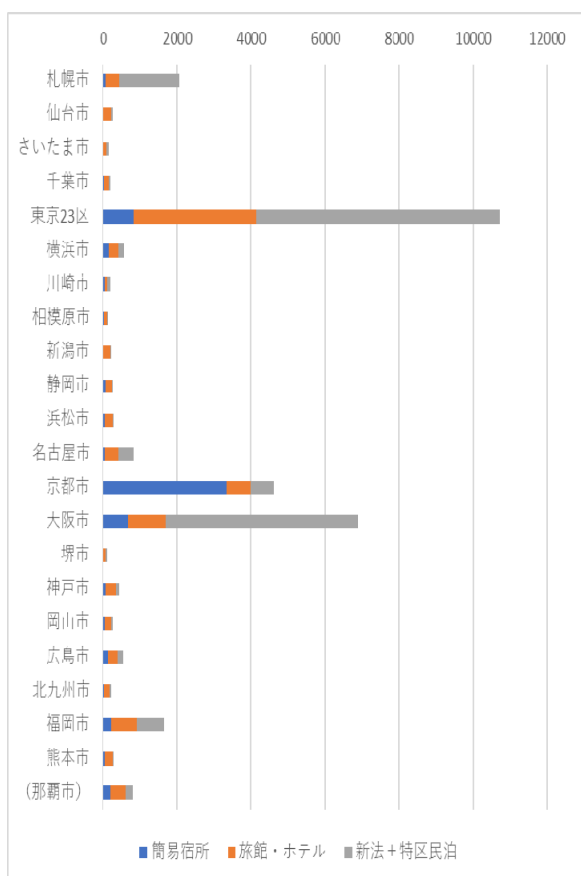


図 15 政令指定都市の宿泊業施設区分の分布

## 6. 大規模民泊集積都市での住宅民泊の動向

### (1) 区ごとの住宅民泊数の推移

新法民泊と特区民泊が集中集積する大都市部では、その許可件数一覧を経年的に収集してきたことから、その時系列の推移を検討する。

収集できているのは、札幌市、東京 23 区、名古屋市、京都市、大阪市、福岡市である。

住宅民泊が集中する上記の政令指定都市での民泊件数の推移を区ごとにみると、どの都市でも特に多い区が一つないし複数に集中し、そうした集積する区での減少が顕著で、それ以外の区では大きな変化は見られない。

減少傾向が最初に表れるのは、一覧収集時期が 2020 年度中期の区が多いが、東京 23 区新宿区では 2020 年度中期でまだ増加し、2020 年度末で初めて減少に転じる場所もある。

民泊数は多くないが、名古屋市中村区や京都市東山区のように 2020 年度末でも増加しているところもある。

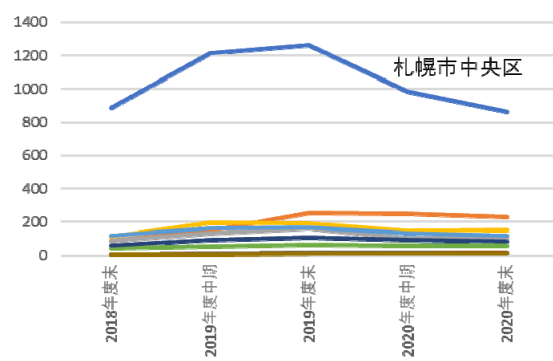


図 16 札幌市での住宅民泊の推移

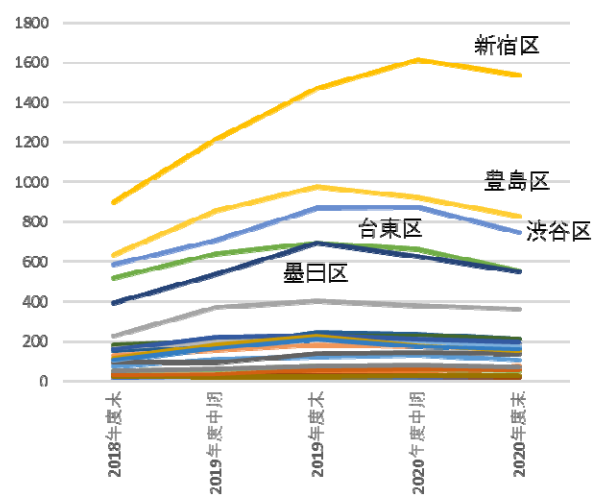


図 17 東京 23 区での住宅民泊の推移

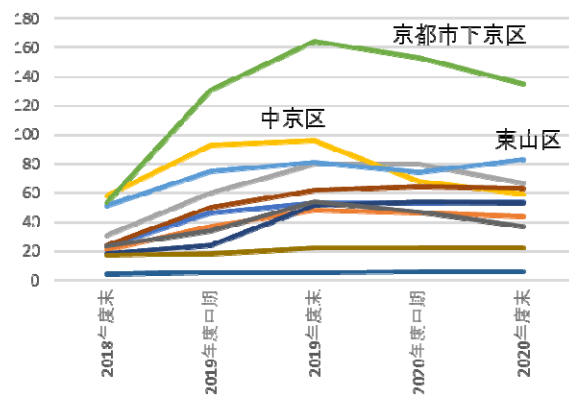


図 18 京都市での住宅民泊の推移

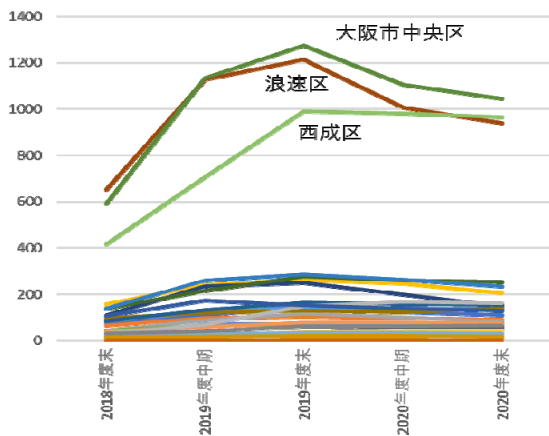


図 19 大阪市での住宅民泊の推移

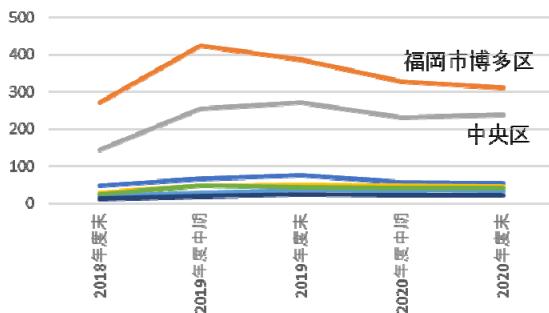


図 20 福岡市での住宅民泊の推移

## 7. 都市部での旅館業施設数

### (1) いくつかの都市での旅館業の動向

同様に、旅館業の経年変化を拾い出す。旅館業も 2019 年 6 月の旅館業法改正で規制内容が変わり、衛生環境として新法民泊に近くなってきている可能性が考えられ、改正旅館業の立地実態と動向も、地域ごとに考える民泊衛生環境維持に対する一つの要件となる。

いくつか拾い出すことのできた自治体における旅館業一覧は、現時点で営業しているものが総覧されており、時系列を示すものは営業許可年しかなく、それも一部にしか記載されていない。そのうちの特徴的なものを概観する。

主要都市部では特に、2018 年度から大きく増加する傾向がみられる。

東京 23 区の新宿区、港区、台東区、墨田区

と福岡市では、旅館+ホテルが 2018 年度から大きく増加し、2020 年度から 21 年度に大きく落ち込んでいる。新型コロナウイルス禍での宿泊業の急激な縮小が施設数に直結している。

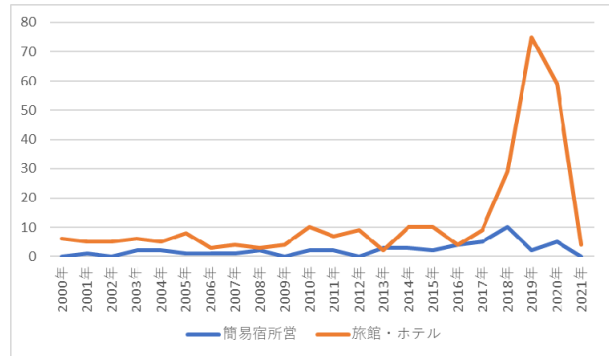


図 21 東京都新宿区での旅館業施設数の推移

一方、京都市と那覇市では、2016 年度からすでに簡易宿所が大きく増加し、法改正以前にインバウンド急増の期待がそのまま数値に表れている。そのため、2019 年度にはすでに減少し始め、2020、21 年度には急減している。

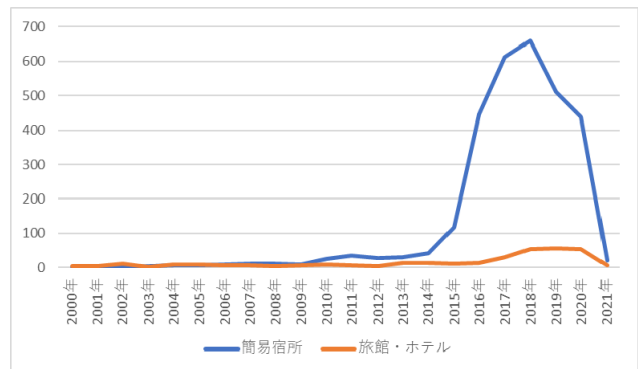


図 22 京都市での旅館業施設数の推移

住宅民泊が少なく旅館業が集中する長野県では、2012 から 13 年度以降で簡易宿所が増え始めており、地方域での宿泊業という独自の傾向を示している。しかしここでも、2020 から 21 年度には急減し、強い影響を受けている。長野県では特に、「村」での変動が激しい。

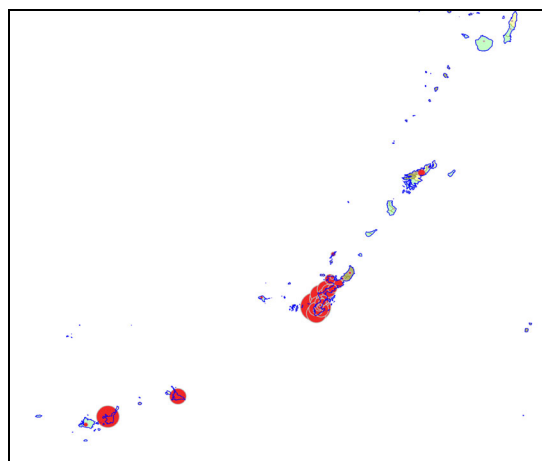
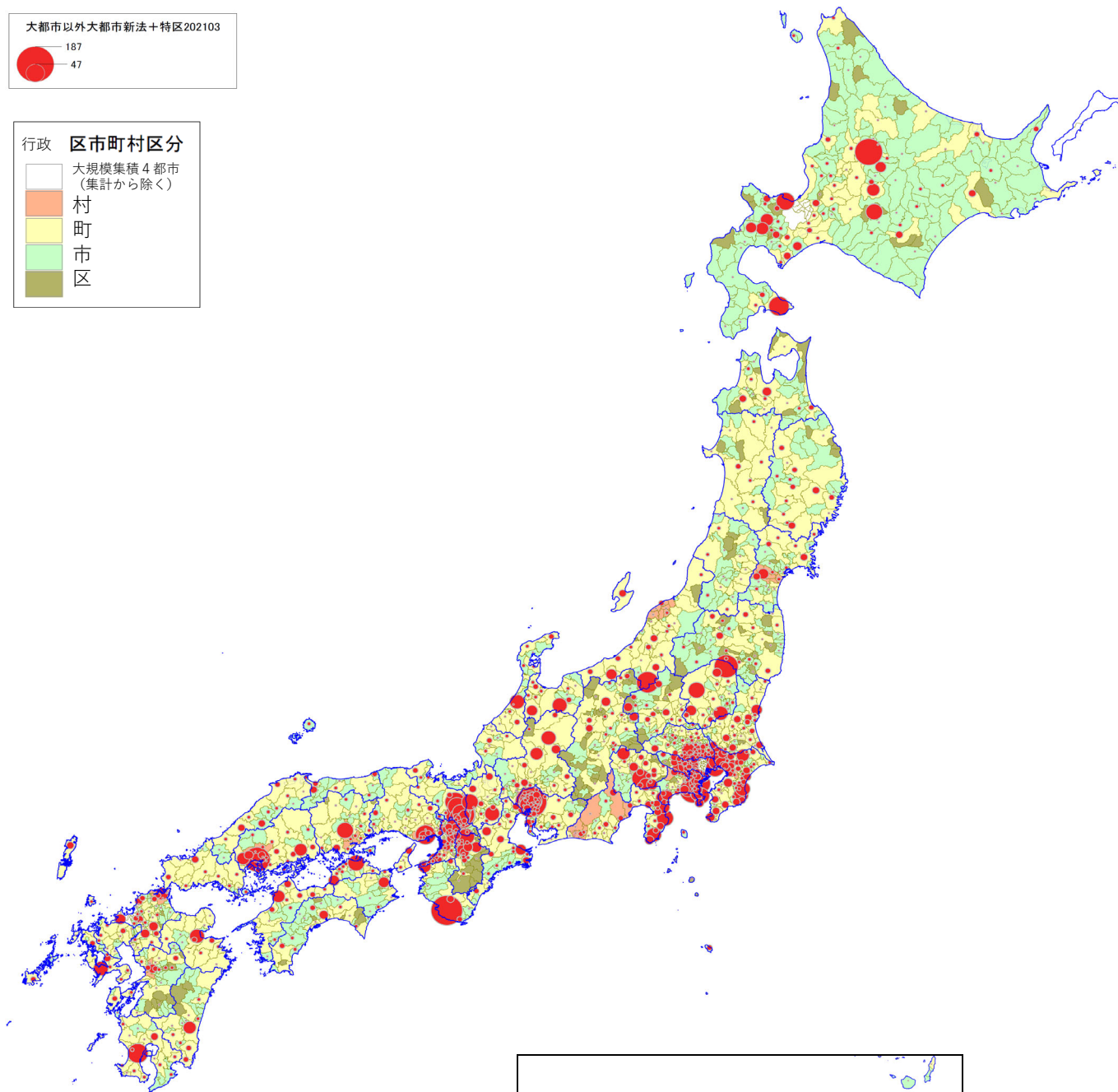
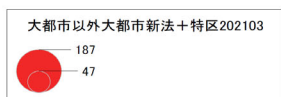
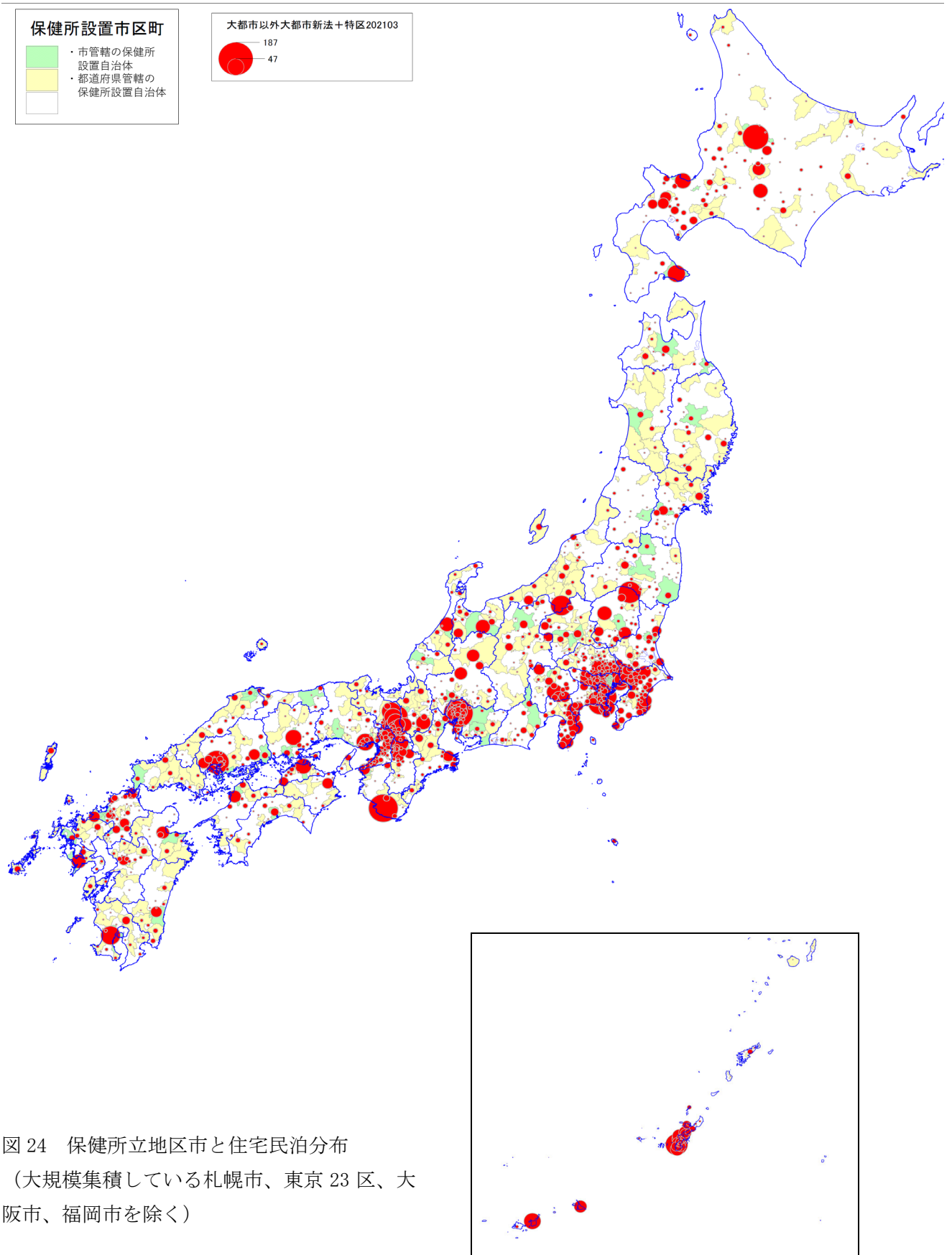


図 23 区市町村ごとの住宅民泊分布  
 (大規模集積している札幌市、東京 23 区、大  
 阪市、福岡市を除く)



#### D. 考察

ここでは、住宅宿泊事業法による住宅民泊（新法民泊＋特区民泊）と改正旅館業法による旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）の現状と動向を、入手可能な統計データを用いて、地域（都道府県。政令指定都市）ごとに概観した。

1) 新法民泊の時系列推移からは、特定の大規模民泊集積都市とそれを抱える都道府県では、新型コロナウイルス禍での減少傾向がかなりはっきりとみられること、それ以外の県や市ではほとんど変化がないことが見て取れた。

2) 住宅民泊の区市町村レベルでの実態をみると、現在でも特定の政令指定都市に大きく集中する状況は変わらないが、地域によって「町・村」に集中するところもあり、地域ごとの特性が大きく異なる。さらに、「区」での減少傾向が大きいものに対して「市」「町」「村」では緩やかな増加傾向が続いており、全国分布がわずかではあるが平準化しつつある。しかし、保健所が立地する市町村とは離れた場所にも立地し、特定の地方観光地では集中する傾向もあるなど、衛生環境維持の政策課題は地域ごとに多様化すると思われる。

3) 住宅民泊と専用住宅との数的比較をすると、主には住宅民泊が集中する都道府県や都市で専用住宅に占める民泊の割合が高いが、沖縄県のように突出して高いところなど、地域内の住宅との比重関係でも、地域によってさまざまな様相を示している。

4) 旅館業法改正前後の旅館業の推移を地域ごとにみることで、民泊の一方を担う改正旅館業の状況を把握する。旅館業では法改正前から増加傾向を示す地域が多く、その後新型コロナウイルス禍での経営状況の悪化が直結し、ほとんどの地域で大きく減少するなど、社会情勢に大きく依存する傾向が強い。京都や沖縄など規模の小さな簡易宿所が主流を占めている地域

では特に、衛生環境維持という観点からも留意する必要がある。

5) 宿泊業の地域ごとの全体像をみるため、住宅民泊と旅館業の比重を地域ごとにみると、ここでも地域ごとの違いが顕著にみられる。

6) 大規模民泊集積都市での住宅民泊の動向をみると、大きな集積都市の内部でも、経営環境の悪化に連動するところと影響を受けにくいところという分化がみられる。

7) 都市部での旅館業施設数からは、民泊の一翼を担う旅館業で特に、社会情勢に連動しやすい特徴が表れている。特定の都市内部で改正法前後に急増した旅館業施設の衛生環境の維持については、その数の多さもあって、留意していく必要がある。

#### E. 結論

民泊の立地状況が地域ごとに特徴を示すとともに、その推移でも地域ごとに様々な傾向を示す。

都市部での特定地域への集中と変動が顕著であるとともに、沖縄県のように住宅全体に占める割合が高いところもあり、一方で、「町・村」での漸増傾向は持続しているなど、定常的な動きを見せる地域特性も残る。こうした地域ごとの特性に応じて、衛生管理課題への対処方法を想定していく必要がある。

たとえば、民泊衛生環境の維持という観点からは、経済活動的な側面の強い都市域での民泊活動には、衛生環境維持が経営面での優位性を示す指標の一つになるということとともに、経営的な側面での「補助」などを通じて衛生環境の持続的な向上を促す方法が有効といえる。

一方で、それ以外の地方域では、民泊衛生環境の維持という観点からも、衛生技術だけの情報だけでなく、運営全般も含めての「支援」が必要であり、北海道（札幌市を除く）での事例の

ように、地域内での支援ネットワークを誘導する方法も考えていく必要があるだろう。

さらに、大規模集積する都市の内部をみても、新型コロナウイルス禍での経営環境の悪化に直接影響されやすいところもあれば、その後を期待しての民泊が残るところも多い。社会情勢に連動しやすいところでは特に、長期的な衛生環境の維持という目標に対する課題を見失わないようにする制度的取り組みが重要になる。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

阪東美智子. 住宅宿泊事業法制定および旅館業法改正と、旅館・ホテル、住宅宿泊事業

における衛生確保. 公衆衛生情報. 2020.10 ; 50(7):15-17.

##### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし